

2004年度東北大学法科大学院入学試験

出題趣旨

科目名：刑事訴訟法（50分）

最決平成10年5月1日（刑集52巻4号275頁）を素材として、その判断内容に関する基本的知識を有することを前提に、捜査機関による搜索・差押えに関する理解度をみるために出題した。

本問では、フロッピー・ディスクに入力された情報それ自体を差し押さえることはできるか、差押えの理由と搜索の理由との異同（刑訴法222条・100条と搜索との関係）

差押えの理由の判断資料として、ラベルシールの記載を信頼できるか、捜査機関が、専門家を同行し、また、必要な機材を持ち込み、搜索の現場で内容確認することの要否と当否（会社業務遂行への影響など）、差し押さえられたフロッピー・ディスクの量の当否、

本件で差し押さえられた、無関係の情報を含むフロッピー・ディスク108枚は、令状に記載された物件である「本件に関係ある情報が記録された」フロッピー・ディスクにあたるか、捜査機関は、差し押さえたフロッピー・ディスクの占有を、事件の終結まで継続することが許されるか（還付の要否）、占有取得後にフロッピー・ディスクの内容確認が予想される本件のような場合、搜索の一過程として、あるいは、搜索に「必要な処分」として、目的物を警察署等適当な場所まで移動したものと捉える方が、事柄の本質に合致しているのではないか、などの点が問題となり得る。

本問の検討に際しては、基本に立ち返り、搜索・差押えの意義、差押えの要件に照らし、本件処分の適法性を丁寧に吟味することが肝要である。また、前出最決のように、多くの教科書で言及されている、基本的な判例については、その事案の概要と最高裁の判断内容を正確に理解していることが望まれる。